

令和6年度 第1回八戸市男女共同参画審議会 会議録

日 時	令和6年7月2日（火） 14時00分～15時20分
場 所	八戸市庁 別館2階会議室C
出席委員	安部委員、楳内委員、堤委員、間山委員、島守委員、高木委員、 宮守委員、居石委員、高橋委員 （出席9名、欠席1名）
事 務 局	市長、総合政策部長、総合政策部次長、市民連携推進課長、 男女共同参画推進室長、男女共同参画推進室員3名
次 第	1 開会 2 委嘱状交付式 3 市長挨拶 4 会長・副会長選出 5 事務局報告 (1) 八戸市男女共同参画審議会について (2) 八戸市の男女共同参画事業の概要について 6 その他 7 閉会

次第1 開会

次第2 委嘱状交付式

〔市長から委員へ委嘱状を交付〕

次第3 市長挨拶

●市長

本日は御多用のところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、このたび皆様には、八戸市男女共同参画審議会の委員をお引き受けいただき、心より感謝申し上げます。

当市では、平成13年に、すべての人が性別にかかわらず、個性と能力を生かすことのできる男女共同参画社会の実現を目指し、八戸市男女共同参画基本条例の制定や男女共同参画都市宣言を行い、意識啓発や人材育成、子育て支援の充実などに取り組んでまいりました。

現在、令和4年度から令和8年度までを期間とする「第5次八戸市男女共同参画基本計画」におきまして、「男女一人ひとりが生き生きと暮らすことのできるまち 八戸市」

を築くための三つの基本目標といたしまして、「固定的な性別役割分担意識にとらわれない多様な生き方を可能とする社会」、「男女がともに個性と能力を発揮し、多様性に富んだ活力ある地域社会」、「すべての人の人権と尊厳が尊重され、健康で安全安心に生活できる社会」を掲げ、各種施策を実施しており、毎年度、事業の進捗や成果を検証するとともに、必要に応じて、施策や事業の見直しなどを行ってまいりました。

当市における男女共同参画は、これまでの継続的な取り組みにより、着実な進展が見られますが、個人の価値観や社会動向は、時代の変遷とともに常に変化し続けており、これらの変化を的確に捉え、柔軟に取り組みを進めていく必要があるものと考えております。

また、昨年6月には、いわゆる「LGBT理解増進法」が施行され、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現を目指し、各種取り組みを推進することが求められているなど、様々な状況変化を踏まえた現行計画の事業の進捗管理や、次期計画となる第6次八戸市男女共同参画基本計画の策定に向けて、当審議会の役割はますます重要になってくるものと認識しております。

委員の皆様におかれましては、当市の男女共同参画推進のため、幅広い見地から忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げまして、私からの挨拶といたします。

次第4 会長・副会長選出

●司会

続きまして組織会に入ります。審議会規則に基づき、会長、副会長を選出させていただきますが、会長が選出されるまでの間、暫時、市長が仮議長を務めさせていただきます。市長は仮議長席へ御移動をお願いいたします。

●市長

それでは、会長が決まるまでの間、私が議長を務めさせていただきますので、よろしく申し上げます。さっそく会長、副会長の選出に入りますが、八戸市男女共同参画審議会規則 第3条第2項によりますと、会長、副会長は委員の皆様の互選により定めることとなっております。どなたか御推薦はありますか。

●委員： はい。

●市長： はいどうぞ。

●委員

会長は、第8期から第11期まで務められた経験がありますので堤委員にお願いし、副会長は、第10期から委員でいらっしゃる、安部委員にお願いしてはいかがでしょうか。

●市長

ただ今、会長に堤委員、副会長に安部委員との御推薦がございましたが、皆様いかがでしょうか。

〔委員賛同〕

●市長

それでは、会長に堤委員を、副会長に安部委員を選任することに決定いたしました。堤会長、安部副会長、どうぞよろしくお願いいたします。これで、私の職務を終わらせていただきます。ありがとうございました。

●司会

ここで、市長は公務のため、退席させていただきます。

●司会

それでは、堤委員は会長席に、安部委員は副会長席にお移り願います。

●司会

ここで、改めまして、委員の皆様を御紹介いたします。

〔委員紹介〕

●司会

以上 10 名の委員の皆様で、令和 8 年 6 月 30 日までの 2 年間、男女共同参画の推進に関する施策の審議などを行っていただきます。

●司会

それでは、ここで会長から、一言御挨拶をお願いいたします。

●会長

私は第 7 期から委員、第 8 期から会長と長いことやっておりますけれども、男女共同参画を取り巻く課題等環境は日々変化しているので、毎年 1 年生のつもりで考えていきたいと、いつも思っております。是非とも皆様方、活発な御意見、御審議いただいて、お互い委員同士が磨き上げられるようにしていきたいと思っておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

●司会

ありがとうございました。次に、副会長から、一言御挨拶をお願いします。

●副会長

このたび、副会長の御指名を受けて、お引き受けさせていただくことになりました。どうぞよろしくお願いいたします。私は 10 期目からということでまだまだ経験が浅いのです

が、会長と皆さまと一体となってこの審議会、男女共同参画に貢献させていただきたい
と思います。先ほどの市長からのお話にもあった、誰もが自分らしくというのが非常に
重要だと思いますので、是非尽力していきたいのでよろしくお願いいたします。

●司会

ありがとうございました。続きまして、事務局職員を紹介いたします。

〔事務局紹介〕

●司会

ここで、総合政策部長、総合政策部次長は、他の用務のため、退席させていただきます。

次第5 事務局報告

●司会

それでは、これより議事に入ります。これからの進行は堤会長にお願いいたします。

●会長

それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきますので御協力のほどよろしく
お願いします。まず、議事に先立ちまして会議の公開について、事務局から説明をお願い
します。

(会議の公開について)

●事務局

事務局です。改めまして、どうぞよろしくお願いいたします。まず、会議の公開の説明の前に、本日の会議は1名の委員が欠席されております。委員10名中9名の方が出席で過半数以上の出席でございますので、本会議が成立することを御報告いたします。

それでは、会議の公開について御説明いたします。これより着座にて失礼いたします。
審議会は、八戸市附属機関等の設置及び運営に関する要綱に基づき、「会議の公開」と「会議録の公開」をすることとしております。

また、会議の公開につきましては、傍聴席を設けることとしております。本日はお申し込みがございませんでしたので、傍聴者はございません。

会議録の公開につきましては、ホームページ上で公開しておりますので、本日の会議の内容も会議録を作成し、同様に公開したいと考えております。

公開にあたりまして、取り扱いは、一つ目、皆様にお配りしております名簿を八戸市

男女共同参画審議会委員名簿として公開させていただくほか、審議会が開かれるごとに、会議録に出席者名を掲載させていただきます。二つ目、発言者は特定せず、「会長」「委員」とだけ表示いたします。三つ目、会議録は、委員の皆様から御確認をいただいた後に公開いたします。四つ目、市役所窓口の情報開示請求があった場合には、会議録を文書で開示いたします。以上でございます。

●会長

はい、ありがとうございます。会議は原則公開ということになっておりますが、会議録の発言者は特定しないで、「会長」「委員」とだけ表示し、個人名は出ないところが多いようです。皆さんよろしいでしょうか。

〔委員賛同〕

●会長

はい、ありがとうございます。それでは、賛同いただきましたので、事務局案のとおりをお願いします。

(1) 八戸市男女共同参画審議会の概要について

●会長

このあとは、次第に沿って進めてまいります。まず事務局から、(1) 八戸市男女共同参画審議会の概要について、説明をお願いします。

●事務局

それでは、八戸市男女共同参画審議会の概要について御説明いたします。

お手元の 資料 1 八戸市男女共同参画審議会の概要を御覧ください。当審議会は、八戸市男女共同参画基本条例第 17 条に基づき、八戸市の男女共同参画の推進に資することを目的に、平成 14 年度から組織しております。資料 1 の裏面には、参考として、設置根拠である条例第 17 条の抜粋を掲載しておりますので、後ほど御覧ください。

次に、「4. 審議会の主な役割」といたしましては、一つ目として、男女共同参画の推進に関する基本的・総合的な施策、重要事項についての調査審議、具体的には、次期計画となる「第 6 次八戸市男女共同参画基本計画」の策定について御審議いただくこと、二つ目として、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況の調査・検討。具体的には、「第 5 次八戸市男女共同参画基本計画」に登載している事業の進捗状況について、調査審議し、市長に対する意見書をまとめること、などでございます。

「5. これまでの主な審議内容」については 4 と重複する記載もありますが、左側の下段「市民及び事業所等意識調査について」というのは、次期計画の策定に備え、基礎資料とするために実施するアンケートに関することでございます。

「6.委員の皆様の任期」についてですが、本日から、令和8年6月30日までとなります。

次に、「7.委員の構成」は、条例第17条第5項において、委員定数は15人以内と規定されておりますけれども、今期は、皆様にお配りしております「第12期委員名簿」のとおりに、知識経験者、事業者からの推薦者、関係行政機関、公募の計10名の皆様をお願いしております。

最後に、「8.今後の審議会の予定」についてですが、今年度は、今回を含めて3回の開催を予定しております。

次回、2回目は10月上旬に、「第5次八戸市男女共同参画基本計画」の令和5年度の進捗状況や、令和6年度途中までの進捗状況について、御審議いただく予定としております。

3回目は、来年2月下旬で、先ほど5でお話しました、次期計画の策定に備えて行うアンケートを令和7年度に実施する予定でございまして、そのアンケートの設問内容などにつきまして御審議いただく予定としております。

令和7年度につきましても、第5次八戸市男女共同参画基本計画の進捗状況や、次期計画の骨子案などを案件に、年2～3回程度の開催を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

●会長

はい、ありがとうございました。ただいまの説明に対して皆さん何か御質問等ございませんでしょうか。

〔委員からの質問・意見なし〕

よろしいですか。御質問がないということであれば、(1)については終わります。

次に(2)八戸市の男女共同参画事業の概要について、こちらも事務局より説明をお願いいたします。

(2) 八戸市男女共同参画事業の概要について

●事務局

改めまして、市民連携推進課長でございます。本日は、新たに委員になられた方もおられますので、まず私から、当市における男女共同参画事業の概要について、簡単に御説明をさせていただきます。着座にて御説明いたします。

まず、お手元の「資料2-1」という、上下にスライドが印刷された資料で最初に御説明いたします。スライドの右下に番号がついておりますので、そちらを確認しながら進めて

いきたいと思います。

最初に下段のスライド番号 2 番を御覧ください。当市における男女共同参画推進の経緯について御説明をしていきます。当市では全国的にも早い時期から男女共同参画社会作りの必要性を認め、平成 6 年度に八戸市女性行動計画策定会議というものを立ち上げ、平成 8 年度に「男女共同参画社会を目指すはちのへプラン」を策定するとともに、プランを具体的に推進するための実施計画を策定しております。国においては平成 11 年に男女共同参画社会基本法を施行して、翌年に男女共同参画基本計画を策定された、ということを踏まえまして、八戸市では平成 13 年度に八戸市男女共同参画基本条例を制定しまして、市の男女共同参画の推進に関する基本理念を定めるとともに、平成 8 年度に策定した「はちのへプラン」を第 1 次八戸市男女共同参画基本計画として位置づけております。また市議会においては、男女共同参画都市宣言をこの年に決議しております。翌年度、平成 14 年度ですけれども、今開いておりますこの八戸市男女共同参画審議会を初めて開催しております。現在は 12 期目となりますが、現在委員 10 名のうち女性 7 名、男性 3 名となっております。

ページをめくっていただきまして、上段のスライド 3 を御覧ください。前ページに引き続いて平成 17 年度は第 2 次計画、平成 23 年度に第 3 次、平成 28 年度に第 4 次と、基本計画を更新してきております。第 4 次基本計画については、女性活躍推進法に基づく基本方針等を勘案して、その計画の一部を市町村推進計画として位置づけております。令和 3 年度には現行の第 5 次基本計画を策定しておりますが、現在、この計画に基づいて各事業を展開しているところです。そして昨年度、令和 5 年度ですけれども、市のほうで組織再編を行いまして、この市民連携推進課内に、以前はグループだったんですけれども、男女共同参画推進室を新設しまして、性的マイノリティ関連の業務もこちらに移管をして総合的に取り組んでいるというところでございます。

下段のスライド番号 4 を御覧ください。こちらが当市の男女共同参画推進事業の推進体制でございます。市民連携推進課題には 4 つのグループと室がございます。NPO や市民団体の活動支援を行う市民協働グループ、町内会活動支援を行う地域連携グループ、国際交流や多文化共生推進を担う国際交流グループ、そして男女共同参画推進室でございます。令和 4 年度までは、先ほど申し上げましたように男女共同参画グループでしたが、令和 4 年 3 月に第 5 次八戸市男女共同参画基本計画を策定しまして、取り組みの更なる強化を図る必要があったことから、それまで福祉関係の部署にあった性的マイノリティに関する事務を含めて総合的に取り組むということで、昨年 4 月に組織の再編をして、課長級の室長と 3 名の室員からなる男女共同参画推進室を新設しております。

次のページ、めくっていただきましてスライド番号 5 番、上段のスライドを御覧ください。当市においては先ほどお話ししましたように、平成 13 年に条例を制定しまして様々な事業を推進しております。条例においては、第 4 条から第 6 条にかけて、市、市

民、事業者、それぞれの責務を記載しております。第 7 条では男女共同参画を推進するための指針となる基本計画の策定を義務化しております。男女共同参画基本法では、市町村の計画策定を努力義務としているところですが、当市ではこの条例によって計画の策定を義務化しております。また、第 12 条では毎年 10 月を男女共同参画推進月間と定めまして、重点的に啓発活動を行っております。さらに、第 13 条では、毎年、男女共同参画の推進状況および施策の実施状況を公表することとしておりまして、当市においてはホームページで公表しております。この公表に当たっては、当審議会において皆様から評価をいただいております。第 17 条では男女共同参画審議会の設置について規定しております。

下段の 6 番のスライドを御覧ください。当審議会は、平成 14 年に設立して、委員任期 2 年、現在は第 12 期となっております。先ほど委員 10 名とお話ししましたが、男女比が女性 70%と、他の附属機関と比べても女性委員の割合が非常に高い審議会になっております。

ページをめくっていただきまして上段のスライド 7 番を御覧ください。現在進行中の第 5 次基本計画は、計画期間を令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間としておりまして、「男女一人ひとりが生き生きと暮らすことのできるまち 八戸市」を目指して三つの基本目標を定めて、16 の施策、121 事業に取り組んでいるところでございます。

下段のスライド番号 8 番を御覧ください。ここから当市の男女共同参画推進の取り組み事例をいくつか御紹介していきます。初めに、男女共同参画意識啓発講演会でございます。これは当市の教育委員会が主催し、市民を対象に生涯学習の場を提供することを目的に行っている八戸市民大学の講座の一コマとして、市民連携推進課が共催をして、八戸市男女共同参画推進月間である 10 月に、著名な講師の方をお招きして講演会を開催しております。昨年度はこちらに写真がありますように弁護士の菊地幸夫さんをお招きしての講演を行っております。今年度は 10 月にシンガー、歌手として知られる木山裕策さんを講師に招いて開催する予定でございます。

次のページに参りましてスライド番号 9 番、上段のページを御覧ください。男女共同参画社会を考える情報誌「WITH YOU」というものを、平成 10 年度から作成・配布しております。毎年 10 月と 3 月の年 2 回発行しておりまして、公共機関や商業施設、学校、企業、銀行などに設置・配布しているほか、イベント時にも配布をいたしております。また過去のバックナンバーを含めて、市ホームページからデータを PDF でダウンロードすることも可能です。

下段のスライド番号 10 番を御覧ください。先ほど条例について御説明した際にもありましたように、毎年 10 月を男女共同参画推進月間に定め、スポーツの試合会場や商業施設に職員が出向いて、ティッシュなど啓発グッズを配布しております。また、5 月から 10 月にかけて、月末に中心街のメインストリートで行われる歩行者天国のイベント「はち

のへほコテン」でブースを設けて、男女共同に関する意識調査のためのパネルアンケートの実施や、啓発グッズの配布を行っております。今年もついこの前ですが6月30日開催されたほコテンで啓発イベントを実施しておりまして、今年初の取り組みとして、長者中学校の3年生2人にもボランティアスタッフとして従事をしてもらっております。

ページをめくっていただきまして上段のスライド番号11番を御覧ください。職場や地域社会での活躍が期待される女性対象に開催している「女性チャレンジ講座」は、平成22年度から行っておりますが、それ以前も「はちのへ女性まちづくり塾」という事業を行ってございました。受講者はグループワークや行政講座等に参加しながら、ビジネススキルの向上や他の参加者とのネットワーク作りを図り、2年目にはグループごとに行政課題研究に取り組み、市長へ企画提案を行うというところまでやっております。これもまもなくですね、新しい講座が始まるところでございます。

下段のスライド番号12番を御覧ください。令和5年度からLGBT等性的マイノリティ関連業務が当課に所管替えとなり、様々な取り組みを行っております。令和4年度は主に市職員対象とした研修会を開催したほか、多様な性のあり方に関する八戸市職員ガイドラインを発行して、市の各部局内で共有しております。また、市のホームページでもガイドラインは公開しております。昨年、令和5年度からは、市民を対象に様々な取り組みを行っておりまして、市民向けリーフレットの作成や、性的マイノリティ関連講座の開催、市の広報での特集記事掲載など、広く性的指向や性自認に関する理解促進と意識啓発を図る取り組みを行っております。

次のページに参りまして上段のスライド番号13番を御覧ください。ここからは、当市における男女共同参画の取り組み状況に係る重要業績評価指標のうち、主なものを紹介していきます。まず、「男は仕事、女は家庭」という考え方に「同感しない、どちらかといえば同感しない」と答えていただいた方の割合ですが、平成27年調査時は61.2%だったものが、令和2年調査時は68.5%に上昇しておりまして、一定の事業効果はあるものと考えております。令和8年の目標は引き続き上昇となっておりますので、今後も目標達成に向けて引き続き各事業を推進してまいります。

下段のスライド番号14番を御覧ください。「市職員の管理職、課長級以上に占める女性の割合」でございますが、平成27年に13.8%だったところ、令和4年時点で18.6%に上昇しております。目標値の17%以上を上回っているところでございます。当市においてこの事業は人事課が担当でございますが、令和3年3月に策定した「女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」により、女性職員の管理職等の推進に取り組んでいるところでございます。

次のページをお開きください。上段のスライド番号15番を御覧ください。「はちのへ創業・事業継承サポートセンターの支援により起業した女性の人数」について、これは累計となっております。令和8年度の目標148人に対して、令和4年度時点で104人ま

でになっております。こちらは商工課の担当業務となりますが、このセンターにおいて専門家による相談対応やセミナーの開催、情報発信などの支援を行っております。令和4年度は支援を受けて創業した方が39名おられて、うち20名が女性と、1人ですけれども男性を上回っているというところで順調に推移をしてきております。

下段のスライド番号16番を御覧ください。こちらは「市の男性職員の育児休業取得率」でございますが、平成27年に4.2%だったところ、令和4年には37%となっており、これは大きく改善をされております。こちら人事課の担当業務となりますが、子供が生まれた職員には制度の案内を個別に行い、育児休業を実際に取得した男性職員や上司の生の声を伝える取り組みを行うなど、市として育児休業取得を促進し、職場においても男性職員が休みやすい環境作りに努めた結果、このように改善が図られているものと考えております。

次のページに参りまして、上段のスライド番号17番を御覧ください。こちらは「町内会長に占める女性の割合」でございますが、こちら3%台にとどまっております、目標4%は未達となっております。しかしながら、加入率の減少や役員の高齢化など、町内活動に課題を抱える中、地域において女性会の立ち上げに向けて動きがあるなど、地域内における女性の活躍や、女性町内会長の増加に繋がる取り組みを、市としても検討してまいります。

下段のスライド番号18番を御覧ください。御説明の冒頭で市民連携推進課の組織体制を御紹介しましたが、課に四つグループがございますので、課内のグループ間でも連携を図っており、男女共同参画推進事業を他の分野に波及させる取り組みを行っております。ここでは二つほど事例を紹介します。一つには市民協働グループと連携をした取り組みです。女性チャレンジ講座の受講生の中には、それぞれ得意分野を生かしたユニットを結成して地域活動を行ったり、それぞれの職場で活躍されるなど、講座で学んだスキルやネットワークを活かした取り組みを行っている方が多くおられます。こうした修了生の経験を活かして、地域活動に関心がある若者や女性の活動を支援するため、交流会のゲストスピーカーですとかアドバイザーを務めていただいております。

ページをめくっていただきまして、最後のスライドになりますけれども19番のスライドを御覧ください。こちらは、町内会活動振興を担う地域連携グループと連携した取り組みです。昨年度、ある町内会からの要望によりまして、男女共同参画出前講座を行ったところ、その町内では地域の高齢化が進み、町内会における活動の担い手が不足する中、女性が中心となって地域の活性化に取り組みたいという御相談を受けまして、地域連携グループで所管している「地域の底力実践プロジェクト」という補助制度を御紹介しました。その結果、現在、女性会を町内会の中で新設して、活動するための準備を進めているところでございます。この女性会は、従来のいわゆる婦人会のような女性が炊き出しを行うなど裏方としてではなくて、女性が主体的に地域課題の解決に取り組むた

めの組織化を図ることを目的に、取り組みが進められているものでございます。

この他にも様々な取り組みを行っておりますが、私からの説明は以上とさせていただきます。引き続き、男女共同参画推進室長から男女共同参画事業の概要について御説明をいたします。

●事務局

それでは引き続き、**資料 2-2**により、もう少し御説明してまいります。先ほどの課長からの説明と重複する部分もありますので、そのあたりは説明を割愛させていただきたいと思います。目次をお開きください。この資料には、まず、概要といたしまして、現行計画に至るまでの歩みや計画の内容などを 1 から 5 の項目で載せており、そして市民連携推進課で実施している事業について、意識啓発事業、人材育成事業、そして L G B T 等理解促進事業に分類して載せてございます。まず、1 ページを御覧ください。1. 男女共同参画社会には、男女共同参画社会基本法の第 2 条と、八戸市男女共同参画基本条例の前文で、それぞれ定義されている、男女共同参画社会の意味について記載しております。2 の条例制定のところですが、平成 13 年 9 月に制定した、八戸市男女共同参画基本条例では、五つの基本理念として、一つ、男女の人権の尊重と能力が発揮できる機会均等の確保、二つ、固定的な役割分担意識等に基づく制度・慣行による影響への配慮、三つ、方針の立案や決定過程へ男女が共に参画できる機会の確保、四つ、家庭生活と社会生活等との両立、五つ、男女のからだの違いの理解と生涯を通じた健康づくりの推進、を掲げております。また、条例における各主体の責務についても、市・市民・事業者というふうにして定めております。

2 ページをお開きください。3. 男女共同参画都市宣言についてですが、平成 13 年度 6 月に八戸市議会において「男女共同参画都市宣言」を全会一致で決議し、同年 10 月には、八戸市公会堂にて「記念のつどい」を開催し、当時の市長と実行委員長が男女共同参画都市を宣言いたしました。下にあります青い囲みの部分がその宣言内容でございます。

3 ページの説明は、先ほどと重複しますので割愛させていただきます。次に 4 ページをお開きください。こちらは、第 5 次計画の施策の体系についてですが、三つの基本目標を達成するための施策の基本方向と、実施施策をまとめたものになります。計画の 16 施策について、令和 6 年度は再掲を含む 121 事業について、市関係各課で取り組んでいくこととしております。具体的な事業の説明は割愛させていただきますが、お手元にお配りしております第 5 次計画の付属資料、「令和 6 年度事業一覧」において、具体的な事業名ですとか事業内容を掲載しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。なお、計画の期間は令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間となっており、関係する法及び条例が見直された場合や、新たに盛り込むべき事項等が生じた場合には、必要に応じて計画の見直しを行うこととしております。計画の進行管理につきましては、毎年度、計画に登載している施策について進捗状況の調査を実施の上、当審議会に報告し、御意

見等を頂戴しながら、適切な運用を図ってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして 5 ページを御覧ください。ここからは、当課で実施している事業について御説明いたします。まず 1. 意識啓発事業でございます。(1) 意識啓発講演会についてですけれども、令和 4 年度から継続して開催しております。開催実績として、これまでの講師の一覧を載せております。昨年度は弁護士の菊地幸夫さんを講師に御講演いただき、273 人の方に御来場いただきました。今年度は、10 月 3 日に、シンガーの木山裕策さんを講師に御講演いただく予定となっておりますので、委員の皆様にもぜひ足を運んでいただければと思います。

6 ページの説明は割愛させていただきまして、次は 7 ページを御覧ください。学校教育関係者等研修会でございます。こちらは、子供たちに直に接し、指導する立場にある教職員等の男女共同参画に対する理解を深め、男女平等を推進する教育内容の充実を図るために実施しているものです。これまでは市教育委員会と共催で実施してまいりましたが、教職員が参集しての受講というのが難しくなっていることから、今年度からは事業形態を変更し、各校で行う自主研修の支援という形で行うことといたしました。方法としては、教職員が改めて男女共同参画について考え、意識するきっかけとなるような啓発チラシを作成し、配布することを考えております。

次に 8 ページ、(4)ロールモデル PR 事業について御説明いたします。この事業は、仕事と家庭生活、地域活動等を両立するなど、ワーク・ライフ・バランスを実践し、自分らしい生き方をしているロールモデルを紹介することで、キャリアデザインの形成や働き方を考えるきっかけとしてもらい、市民や企業におけるワーク・ライフ・バランスの実践を促進しているものです。情報誌「WITH YOU」及び市ホームページへの掲載や、「広報はちのへ」への連載記事、Be FM のラジオ番組放送で、「性別を問わず幅広い年齢の方」や、「仕事や子育て、地域活動、趣味など多様な両立の組み合わせの方」を紹介しております。

次に 9 ページを御覧ください。(5) 女性活躍推進事業でございます。こちらは女性活躍の必要性の理解や意識醸成、更には就業環境の改善を図り、企業における女性活躍の推進を支援する事業です。市ホームページや八戸商工会議所発行の「商工ニュース」、情報誌「WITH YOU」への記事掲載により、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定の促進や、優良事例の紹介などの啓発活動を行っております。

次の(6) その他啓発事業は割愛させていただきまして、10 ページを御覧ください。2. 人材育成事業、女性チャレンジ講座でございます。当課のイチ押し事業ですので、ここはしっかり御説明させていただきたいと思っております。この事業は、働く女性等の地位向上に必要なビジネススキルの習得により、職場等における女性の活躍と、積極的雇用の促進を図ることを目的としております。また参加者同士の、職業や業種を超えたネットワ

ーク構築を図るものです。対象は20代から40代の女性で、平成29年度からは、八戸圏域の町村で働いている方や在住の方も対象としております。受講形態は2年間の登録制で、定員は50人程度。毎年その半数程度が修了し、翌年に半数程度を募集するといった、1年ごと、半数入れ替え制とすることで、より多くの受講生との交流を図っているものです。事業の効果としては、受講者はビジネススキルの向上などを、事業所等においては、女性活躍による組織の活性化などを想定しております。また、市としては新たな女性人材を育成し、審議会等の委員就任による市政への女性の参画を想定しております。11ページには、昨年度の開催実績と今年度の予定を掲載しております。今年度は、来週7月11日に開催を予定している開講式及び第1回講座をスタートに、前年度からの受講生19名に、今年度の申込者30名を加えた合計49名で、7回の講座を実施してまいります。また、登録受講者とは別に受講者を募集し、講座を体験受講していただく公開講座も開催し、次年度以降の登録に繋がるようPRすることとしております。12ページにはこれまでの受講者数と、その構成を載せております。令和5年度の申込者数が23名となっておりますけれども、先ほどお伝えした前年度からの受講者が19名となりましたのは、職場環境等の変化により、2年目の受講を辞退された方がいたものでございます。

次に13ページを御覧ください。LGBT等理解促進事業でございます。(1) 性的マイノリティ関連講座につきましては、令和5年度から市民も対象として開催しており、今年度は宝塚大学看護学部の日高庸晴教授を講師に開催いたします。皆様にチラシをお配りしておりますが、7月18日にWeb会議システムを通して講演を会場放映し、その後、8月1日から9月2日までオンデマンド配信をいたします。受講申込受付も始まっておりますので、皆様もぜひお申し込みいただければと思います。(2) 多様な性のあり方に配慮した行政サービスの提供としましては、多様な性のあり方に関する八戸市職員ガイドラインを作成しまして、それぞれの部で適切な対応ができるよう、庁内各課に共有しております。また、毎年度、庁内各課における業務点検及び調査を行い、性的マイノリティの排除が起きていないか、通知や広報などにおいて性別による役割分業や性差に関する偏見となる表現がないか、などの業務点検や検討を各課に依頼しております。また、令和5年度には、窓口用指差しカードを作成して庁内各課へ配布し、当事者がプライバシーに配慮した対応を希望する場合は、周囲に伏せて意思表示ができるよう、窓口に設置してもらっております。13ページの市民向けLGBT等理解促進リーフレットの作成説明は割愛させていただきまして、以上で説明を終わります。

●会長

大変丁寧な説明ありがとうございました。本日の次第は報告案件のみで、これで事務局報告が終わりましたので審議は以上となりますが、今回、審議会の委員の半数の方が新しい委員ということで顔ぶれが変わっていますので、委員の皆様から一言ずつ、今の説明に対しての御感想とか御意見でもいいですし、皆さんのそれぞれのお立場、所属さ

れているところでのお話、日々の生活で思うことであったり、自己紹介を兼ねて、なんでも結構ですので一言ずつお話を頂戴したいと思いますのでよろしくお願いします。

●委員

私は地域経営というか経済が専門なんですけれども、ちょうど今日説明いただいた、資料 2-1 の最後のところですね、課内での連携事例ということで二つ御紹介いただきましたけれども、こういった連携事業などを中心に八戸圏域を学生とフィールドワークで回ったりしております。それこそこういった市民協働、男女共同参画と市民協働での御活躍、チャレンジ講座の修了生がこういう形で活躍されているというのはすごく良くて、やはり誰もが活躍できる場作りというのは大事ですので、どんどん多方面にも繋げて、チャレンジ講座の修了生の方にはもっともっと出てもらいたいなとは思いました。あと町内会のほうの要望で出前講座をやってそれをきっかけにして女性会が出来たというのもすごいなと思って。今、町内会は崩壊しつつあってですね、学生なんかは、住んでいてもなかなか町内会があるのかないのかも、それすらもわからないような状況で過ごしているので、私たちは、この担い手不足、農家さんの担い手不足、水産業の働き手、労働力不足とか、そういったところも課題にして、普段講義とフィールドワークで地域マーケティングということでやったりもしています。非常にこの辺は、町内会のほうも、消防団とか、町内会担い手不足とか地域課題ですので、その辺もしっかりと男女共同参画の勉強と絡まっているというのがすごいな、いいなと思いました。以上でございます。

●委員

私の職場でも 7 割がたは女性で、20 代 30 代 40 代の職員スタッフが主力となって仕事をしていただいております。若いスタッフたちはみんな、男、女関係なく、男女協力して、子育てをしてみんな頑張っております。それをほかの職場にも広げて、みんなが働きやすい職場づくりに貢献していきたいと思っております。よろしくお願いします。

●委員

今年度より審議会の委員として皆様方と御一緒させていただく機会をいただきました。今回初めて参加をさせていただきまして、この男女共同参画に向けて非常に多岐にわたるといいますか、素晴らしい事業展開をしているんだなということを改めて認識することができました。「はちのへ男女共同参画都市宣言」というのを改めて今、目にしまして、非常に心に響く宣言だなと思って見させていただきました。ちょっと余談になるかもしれないんですけど、先日久しぶりに実家に帰省をしまして、父が早くに亡くなっているんで母と弟家族が住んでいるんですけども、山とか畑の、いわゆる田舎の土地をどうするか問題でちょっと家族会議になりまして、母から、「あんた、長女なんだから先祖代々の土地をちゃんと守っていかないといけないんだよ」と言われまして、びっくりしたんですね。私、長男かと思ってたんですけども、長女がやらなくちゃいけないのかなと思ってちょっとびっくりしてしまって、「いやそれ長男の役割でしょ」と言ってし

まって、どっちもどっちだなと思いながら、ちょっとこの場に座ってられないんじゃないかと思っていたところでした。これなんか、近い存在であればあるほど、思いやって、認め合うっていうことが、なかなかできないなと思いながら、改めてちょっと気持ちを新たに、これから引き続き、生徒であつたり、学生、働く人たちと向き合いながら、生き生きって何だろうっていうところから一緒に考えていきたいなと思いました。あとチャレンジ講座、人材がすごく活用されていて、地域のところに出かけていろんな取り組みをしたりということで素晴らしいなと感じました。周りの人たちにも、こういったものがあるんだというのを積極的に、私のほうでも広報していきたいなと思っておりますので、いろいろ今回初めてで学ぶことも多いかなと思いますが、御指導いただきながら努めていきたいと思っておりますので、改めてよろしくお願いいたします。

●委員

令和4年度からこの審議会に参加させていただいております。男女共同参画については、学校教育でも取り組みがされていて、若い世代ほど理解が進んでいるんじゃないかなと思ってまして、私どもの職場でもなるべく性別による役割意識というものを持たないようにするために、男女どちらでもお客様へのお茶出しをしたりとか、あと給湯室の掃除も、今まで女性だけが当番でやっていたものを男性職員も当番制にしてやってもらっているんですけど、若い男性職員は別に違和感なくすんなりとやっていて、よく来客に男性職員がお茶出しをするとお褒めの言葉をいただいて、そういうこともあつたりしています。あと今日説明いただいた内容で私も町内会の部分ですね、やっぱりこれからはもうちょっと女性が参画して行った方がいいのではないかなという感想を持っています。本当に担い手不足の問題も大きくあるんですけども、これは本当に人口減少とか少子高齢化でも劇的な対応策がないというところだとは思んですけども、やはり旧態依然とした町内会の体制をもうちょっと見直していかなきゃならないのかなという思いを常に持っています。今回、町内会のほうに出前講座に行かれてたりということで、こういったいろんなものがもうちょっといろんな町内に広がって、少しずつ町内会の体制も改革が進んでいって、女性とか若い世代が担い手になれるような、そういったような工夫が必要かなと思っております。以上です。

●委員

こういった場も初めてで本当に右も左もわからない状況ですが、皆様に御指導御鞭撻いただきながら参加させていただければと思っております。先ほど事務局から御説明いただいた女性チャレンジ講座に私も参加させていただいたことがありました。そういうことが確かに委員になる一つのきっかけになったかなと、説明を聞いていて思いながらおりました。あとですね、子供が3人おるんですけども、私は生まれも育ちも八戸で、子供たちにもゆくゆくは、大きくなっていろいろ人生の選択肢とかたくさんあると思うんですけども、強制するわけではないんですけども、やっぱり戻って八戸でまた暮

らしてほしいという気持ちは今からもう既にちょっとあって、子供たちが大きくなってから戻って八戸で暮らしたいと思えるまにするのが、親といいますか私たち大人の務めなのかなという気持ちもあって、今回、こちらに参加できればその一歩になるかなという思いもありました。微力ながら尽力できればと思います。

●委員

私も子供を2人育てておりまして、子供たちの様子とかを見てますと、本当に私たちが育った頃に比べて、もう職業ですとか、男性だ女性だということなく、やりたいことが男女を気にせず思い切ってできるようになってきている。子供たちの受験とかですね、学校選びとか、志望職業選択とか見てますと、本当に選択の幅は私たちのこの30年ぐらい前と比べて広がって、羨ましいなと思っているところなんですけど、こちらに来てみますと、若い方々がどんどん県外に出ていってしまって、せっかく八戸の街で育って、こういった取り組みで優秀な方がいらっしやっても、本当に県外に出られてしまったりというのは非常に残念だということもたいたない。そういった方が本当に八戸で定着してお仕事とかをしていただけるような魅力ある職場作りとか、働きやすいところとか、そういうところがもっとあったらいいなと、そんなふうに思っているところでございます。また一つよろしくお願いいたします。

●委員

男女共同参画事業の資料を拝見して、こんなにたくさんの事業をしていることに驚きました。「WITH YOU」は結構拝読しています。委員の就任打診があったとき改めて読み返しましたが、その中の最近の記事で「名もない家事、何がありますか」というのがありました。女子会を開いたときにすごく話題になりましたが、本当にもう数えきれないほど出てきますよね。男女共同参画は、改めて考えれば結構身近な問題だなということを感じています。この審議会は1年生ですが、頑張って参加したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

●委員

私の立場では関係機関、自治体さんとか県ですね、あと学校さんとか、事業者の皆様とか、幅広くお付き合いいただきながら地域に何か貢献できるか、ということをやっていきなさいというのが主な役目でございます。私は10期、11期の委員なんですけれど、10期のほうは前任から残りの任期を引き継いでおりまして、実は私も、この7月末で異動になりまして、後任に引き継ぐことになりました。私は3年4か月、八戸でお世話になってこの仕事をさせていただきまして、非常に個人としても参考になりました。市の事業、先ほどいろいろ御説明いただきましたけれど、実際にやられている取り組み、例えば講演だとかいろいろなものに個人的に参加して経験させていただいたので、そういうものをその組織の中で取り組んでいくということも非常に必要だと。こういう大事な男女共同参画の関連の取り組みというのは、本当は職員とか、課長とかにもやってもら

いたい、見てもらいたい、経験してもらいたいんですが、なかなか時間の制約があってできないので、私が出ていきながら、組織の中に還元し、良いものを取り込んでいくというような取り組みをさせていただいておりました。ですから当然市の取り組みだとか県の取り組みだとか事業者さんの取り組みというのを見ていきながら、我々のほうも引き続きこういう取り組みを推進できたらなと思っております。審議会委員という立場でございますので、我々のほうからも取り組みを男女共同参画推進室さんに提案をしていながら、意見が聞けたらいいなという意識でおりました。後任にも一応内諾は得てお里まして、そういうところからやっていただけるということは聞いておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

●委員

私はバリアフリーとかユニバーサルデザインが専門分野なんですけど、最近はやはりダイバーシティとか多様性ということに関してすごく重要性を感じておりますので、この審議会では、その辺も踏まえて尽力させていただければなと思っております。私も子育て世代ということで、八戸市の取り組みに関する感想としては、ようやく子供への医療費無償化ということですごくありがたいなと。これが男女共同参画にもすごく繋がるんじゃないかなというふうに最近を感じております。八戸市としてもこういういろいろな事業を展開していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

次第6 その他

●会長

ありがとうございました。一通り皆さんからお話を聞けましたので、引き続きよろしくお願いします。

●会長

では最後、次第の「その他」に入りますけれども、委員の皆様から何かその他でありませんか。

〔委員から特になし〕

では事務局のほうから、その他ということで何かございませんでしょうか。

●事務局

皆さん本日は貴重な御意見をいただきまして誠にありがとうございました。次回、第2回の審議会がありますけれども、10月の上旬を予定しております。詳細につきましては皆様に日程調整の上、追って御連絡いたしますのでどうぞよろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

次第 7 閉会

●会長

ありがとうございます。それではこれで本日予定しておりました案件を全て終わりましたので進行を事務局のほうにお返ししたいと思います。

●司会

会長ありがとうございました。皆様にお配りしておりました、「第 5 次八戸市男女共同参画基本計画の本冊」と、「第 5 次基本計画の附属資料（令和 6 年度事業一覧）」、「情報誌 WITH YOU」につきましては、第 11 期から引き続き委員の方には一度お配りしておりましたので、必要のない方は、そのままお席に残してお帰りくださいますようお願いいたします。

これをもちまして、令和 6 年度第 1 回男女共同参画審議会を終了いたします。皆様、大変お疲れさまでした。ありがとうございました。